

## 四日市港におけるクルーズ船寄港受入マニュアル

本マニュアルは、四日市港において、クルーズ船の安全・安心な受入を実現するために、①「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和4年7月31日（第七版）・一般社団法人日本外航客船協会）」（以下「船舶ガイドライン」という。）、②「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（令和4年7月31日（第七版）・公益社団法人日本港湾協会）」（以下「港湾ガイドライン」という。）、③「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について（令和4年7月31日・国土交通省港湾局）」（以下「留意事項」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が収束するまでの間、四日市港におけるクルーズ客船の寄港受入について定めたマニュアルである。

また、本マニュアルは、「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」の改訂や、今後のクルーズ船の受入時の知見や諸外国における検討、感染症に関する新たな知見や国土交通省からの通知等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。

なお、本マニュアルは、四日市港が寄港地となる場合のみを前提とし、四日市港が発着港となる場合については、別に定めるものとする。

## A 寄港打診時

- 1 クルーズ船社（船舶代理店を含む。以下同じ。）から四日市港寄港の打診があった場合には、受入を前提に調整する。その際、一般財団法人日本海事協会の認証（バイオセーフティマネジメントシステム）の取得状況や、背後地における感染症の発生状況、医療機関の対応状況、社会情勢等によっては寄港受入の判断を変更する必要があることを申し添えた上で、調整を行う。
- 2 クルーズ船社は寄港打診時に、四日市港クルーズ船入港予定連絡書（様式第1号以下「予定連絡書」という。）を提出する。
- 3 予定連絡書には、船舶ガイドライン及び港湾ガイドラインを踏まえた安全対策についての具体的方針等を記した感染者発生時の対応計画書（以下「対応計画書」という。）を添付する。その時点でいまだ確定していない情報等については、確定次第、対応計画書を適宜更新し、四日市港管理組合に提出する。なお、対応計画書の記載事項及び添付資料は以下のとおりとする。
  - (1) 休日夜間にも対応できる関係者の緊急連絡先・対応体制
  - (2) 運航時の船内の感染症対策。なお、感染者が確認された場合を想定し、濃厚接触者の範囲の明確化及び人数を可能な限り低減する工夫を取り入れること。
  - (3) 運航時の責任者・船医の情報、船内検査機器、医療体制、隔離用エリア・船室の配置図。（船内の濃厚接触が起こりうる場所の位置情報や座席間隔がわかる配置情報などが記載された船内図を含む。）
  - (4) 感染者が確認された場合の保健所への連絡方法・通信環境

- (5) オプションツアーやタクシー等の手配を行う場合は、その行程表（行き先や滞在時間等が分かるもの）
  - (6) 感染者が確認された場合に必要な情報を速やかに提供できる体制
    - ア 三重県医療保健部・四日市市保健所へ提供する情報  
感染者の氏名、性別、住所、本人と連絡可能な電話番号、生年月日、既往歴、具体的な症状の経過状況、可能な限りで濃厚接触状況及び最終接触日等
    - イ 四日市港管理組合へ提供する情報  
感染者数、濃厚接触者数、性別、年齢、居住地、乗下船経緯、具体的な症状の経過状況等
  - (7) 上陸時・帰船時のスクリーニングの方法、社会的距離の確保の方法
  - (8) 感染者が確認された場合、陰性の濃厚接触者が帰宅できない場合に備えた移動手段及び宿泊施設等
  - (9) 日本海事協会の認証（バイオセーフティマネジメントシステム）の写し
- 4 上記の対応計画書及び添付書類のうち、既に提出されており、かつ再度提出する必要のないものについては省略することができる。
- 5 予定連絡書の提出があった時点で、邦船寄港に向けた四日市港安全対策協議会（別表1 以下「協議会」という。）を速やかに開催し、対応計画書の共有、課題の洗い出しを行った上で、受入にあたり合意を図ることとする。合意を得るにあたっては、航行中の船内で確認された感染者を一定人数確実に受け入れることを想定しておく。加えて、船内で感染者が確認された後もクルーズを運航継続する可能性があることを想定しておく。また、三重県医療保健部に対し、クルーズ船を受入れることについて、意見照会を行う。
- 6 協議会にて、合意を得られた場合、四日市港入港予定確認書（様式第2号）にて、感染症の発生状況や医療機関の逼迫状況等により寄港受入の判断を変更する旨等の条件を付した上で通知する。

## B 寄港時まで

### 1 事前調整

- (1) 各クルーズの寄港日までに、随時、三重県医療保健部・四日市市保健所と情報交換を行う等、現状の感染症状況の把握に努めるものとし、クルーズ船社に情報共有する。
- (2) 協議会から得られた課題について、必要に応じクルーズ船社と調整する。また、本マニュアル、港湾ガイドライン及び留意事項に照らし四日市港の受入体制に課題がある場合は、クルーズ船社と調整する。調整した上で、対応しがたい事情が生じた場合は、四日市港管理組合によって寄港受入の判断を変更する。
- (3) 寄港受入の判断の変更は、原則クルーズ船社と発着港の港湾管理者との協議により予め決定した日時（2週間前を目安）までに、クルーズ船社に通知するものとする。ただし、上記の日時を経過した後であっても、国又は三重県によ

り、三重県を対象とした緊急事態宣言等が発出された場合や、地域医療体制の急変等により受入が困難となった場合は、三重県医療保健部・四日市市保健所と協議の上、四日市港管理組合によって寄港受入の判断を変更し、速やかにクルーズ船社に通知するとともに、協議会へ報告する。

- (4) 船内で感染者が確認される等の緊急事態に備え、クルーズ船社との休日・夜間も含む連絡体制の共有を行う。また、協議会を通じて、最新の連絡体制を共有しておく（別紙1）。
- (5) クルーズ船が寄港する岸壁やその背後の荷さばき地（以下、「岸壁等」という。）において、病院等に搬送する際の緊急車両の動線、感染者の緊急動線や一時待機場所は別紙2を原則とし、クルーズ船社と共有する。なお、クルーズ船や着岸岸壁の様態等により、別紙2では対応しがたい事情が生じた場合はこの限りではない。その場合、緊急動線は可能な限り短いものとし、下船口の位置等クルーズ船社と調整する。また、歓迎イベントや物品販売所・観光案内所の開設等を行う場合は、緊急車両の走行経路を確保できるよう事業者等と事前協議を行う。
- (6) 感染者の一時待機場所については、テントを設置することとし、プライバシー保護のため、少なくとも3方面に目隠しを施す。
- (7) 提供可能な面積、電源、上下水道、通信等の情報や、防災拠点等の備蓄資機材等の情報を整理し、感染者が発生した場合等に、これらの情報を提供できるようにしておく。
- (8) クルーズ船内で発生する廃棄物や排水の処理、上陸する旅客の交通手段となるバス・ハイヤー、宿泊場所等について、想定を超える事態が生じた場合には、行政機関による支援が必要となる可能性もあるため、三重県の廃棄物担当部局や当該港湾周辺の関係事業者（排水を運搬できるバージやタンクローリーを所有する事業者、バス・ハイヤー、宿泊施設等の事業者等）のリスト等を予め作成しておく。
- (9) 万が一、船内で感染者が確認された場合にあっても、他の旅客について、交通手段が確保されず帰宅できない事態が生じないように、クルーズ船社との事前協議を踏まえつつ、船社を支援する。
- (10) 事案発生時に必要となる物品・装備（マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）・使い捨て手袋・防護服・手指消毒液等）については平時より備蓄し、在庫管理を行う。
- (11) 船内で感染者が確認されたクルーズ船の受入対応中における港湾の物流機能の継続等を適切に実施するため、関係機関等と情報共有を行う。
- (12) 船内で感染者が確認された後も、クルーズを運航継続する場合には、行程に含まれるすべての寄港地の港湾管理者に対して速やかに情報共有を行うよう、予めクルーズ船社に確認する。
- (13) クルーズ船社、三重県医療保健部・四日市市保健所等と調整との中で出た課題等が協議会全体で共有すべき課題である場合は、これを協議会に共有する。なお、感染症の状況とそれに伴う対応は日々変化するため、クルーズ船社との

調整・支援については、寄港直前まで行う。

## 2 クルーズ船社へのその他要請事項

- (1) クルーズ船社へ、上陸時間の分散を要請する。
- (2) クルーズ船社へ、接客に当たり、マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等による飛沫防止等の感染症対策を行うことを要請する。
- (3) 上陸・帰船前の乗客の検温や、上陸拒否する場合への乗客への説明をはじめとする乗客対応はクルーズ船社で責任をもって行うよう要請する。
- (4) クルーズ船社は上陸する乗客にマスク着用等の感染症対策を行うこと、発熱等の症状がある場合は上陸できない旨の事前周知を行うことを要請する。
- (5) 旅客や乗組員の氏名・連絡先等の情報（濃厚接触情報を含む。）を、下船後少なくとも 14 日間保存するよう船社に要請する。

## 3 県民・市民への不安払拭

- (1) クルーズ船社が、クルーズ旅客に求めるマスクの正しい着用その他の寄港地観光中の感染防止対策や、寄港地観光ツアーにおいて実施される対策の周知等をクルーズ船社と連携して実施するなど、寄港地のクルーズ船受入関係者等の不安払拭に努める。
- (2) 四日市港客船誘致協議会と連携し、寄港地周辺の交通機関、観光施設等で実施されている感染防止対策（利用条件、入場制限、濃厚接触を回避するための接客方法、電子決済の導入状況等）について情報収集を行い、クルーズ船社や旅客への情報提供を行う。
- (3) 四日市港客船誘致協議会と連携し、寄港するクルーズ船の感染症対策や、岸壁等における感染症対策をホームページ等に掲載し、県民・市民の不安払拭に努める。

## 4 訓練

- (1) 防護服等の着脱方法や関連資機材の調達方法等に関する訓練を実施しておく。
- (2) 協議会を通じて、クルーズ船社と連絡体制の確認を行う等の訓練を実施する。また、感染者が発生した場合を想定した、実際の動きを確認する訓練を実施する。

## 5 受入業務に従事する職員等の健康管理

受入業務に従事する四日市港管理組合職員及び関係者は「新しい生活様式」の実践例をよく理解するとともに、日々の健康管理（検温の実施、倦怠感、咳、呼吸困難、その他症状のチェック）を行い、自分の健康状態を常に把握する。特に感染が確認された場合、濃厚接触があったとされた場合又は寄港当日に発熱や咳、のどの痛み、体のだるさ等の症状がある場合は、受入業務に従事することはできないものとする。また、当日の受入業務中に上記の症状がみられた場合は、業務を中断し、直ちに帰宅させるものとする。

## C 寄港時

### 1 平常時の対応

#### (1) 感染症対策

- ア クルーズ船社において、上陸・帰船する旅客の検温が適切に実施されることを確認する。
- イ 岸壁等におけるポスター掲示、アナウンス等により「新しい旅のエチケット」等を周知する。
- ウ バス・タクシー乗り場等、旅客等の待ち列の発生が想定される場所には、一定の間隔（1m以上を目安。）以上確保されるよう必要に応じて床等に列の間隔を表示する。
- エ 岸壁等において適切な対人距離（1m以上を目安。）が確保されているか確認する。
- オ 岸壁等の各所に手指消毒液を設置する。
- カ 感染者が発生した場合に必要なカラーコーン、テント、目隠し、防護服を準備しておく。また、防護服を着用して対応に当たる者の順番を決めておく。

#### (2) 岸壁等における歓送迎イベント・物産展等における対応

- ア イベントの実施者や物産展等の出店者に、イベント等の告知にあたり、発熱等の症状がある者は岸壁等に入場できないことを周知するよう要請する。
- イ イベントの実施者や物産展等の出店者に、旅客等と対応するスタッフのマスクの正しい着用、水又は石鹸による手洗い又は手指消毒、人と人が対面する場所におけるアクリル板や透明ビニールカーテン等による飛沫防止等を要請する。
- ウ イベントの実施者や物産展等の出店者に、利用者の列が一定の間隔（1m以上を目安。）以上確保されるよう、床等に列の間隔を表示するなど工夫し、困難な場合は、イベント等の規模を縮小するよう要請する。また、イベントの実施者や物産展等の出店者に非接触型決済の利用を推奨する。
- エ 国や三重県から、イベントの開催基準や感染防止策についての通知があった場合は、通知の内容を遵守するようイベントの実施者や物産展等の出店者に要請する。また、感染者が発生した場合に、必要な協力を行うよう要請する。
- オ 見物客を入場させる場合は、必要に応じて上陸する乗客と交わることがないような見物用スペースを確保しておき、カラーコーン等で仕切りをする。

### 2 感染者が確認された場合の対応

感染者が確認されたクルーズ船を受け入れる際の四日市港管理組合とクルーズ船社の役割及び受入に係る流れは以下のとおりとし、クルーズ船社と事前に協議しておく。

(1) 有症者発生時

- ア クルーズ船社は、船内に設置された LAMP 法検査機器で速やかに検査を行い、陽性結果が出た場合は、直ちに(2)「有症者の感染確認後」に従う。
- イ クルーズ船社は、有症者の検査結果が出るまでの間、濃厚接触者の特定並びに有症者及び濃厚接触者を船内で隔離する。
- ウ 上記措置をとることを予め乗客に周知する。

(2) 有症者の感染確認後

- ア クルーズ船社は感染者を A3 (3) 配置図に記載された隔離用エリアで船内隔離を行った上で、速やかに三重県医療保健部・四日市市保健所及び四日市港管理組合振興課へ一報する。なお、クルーズ船社は、A3 (6) ア、イの情報をそれぞれ四日市市保健所、四日市港管理組合に提供し、加えて四日市市保健所が必要とする情報の提供に努める。その後も逐次、三重県医療保健部、四日市市保健所、四日市港管理組合に経過報告をする。
- イ 四日市港管理組合は、クルーズ船社から提供を受けた情報を、別紙1の連絡体制のとおり情報共有する。
- ウ 想定を超える人数の感染者が発生し、三重県又は四日市市から、受入が困難である旨の連絡があった場合は、四日市港管理組合は寄港受入の判断を変更し、速やかにクルーズ船社に通知するとともに、協議会へ報告する。なお、その際は、その旨を協議会を通じて情報共有する。
- エ クルーズ船社は、四日市市保健所の船内待機、隔離、消毒等の指示に従う。
- オ 感染者の搬送が必要な場合、クルーズ船社は、四日市市保健所が指示する交通手段の手配及び費用負担をクルーズ船社と乗客で調整しておく。移動者にはマスク着用及び手指消毒を徹底させる。また、医療費においても不払いにならないようクルーズ船社が感染者に必要な応じて説明をする。搬送の際の岸壁等における動線については、四日市港管理組合の指示に従う。
- カ 四日市港管理組合は、別紙2のとおり病院等に搬送する際の緊急動線をカラーコーン等を置くことで、一般動線と分離し、目隠しを施す。
- キ 四日市港管理組合は、必要に応じて感染者の一時待機場所用のテント等を別紙2のとおり設置し、目隠しを施す。
- ク 四日市港管理組合は、必要に応じて防護服を着用し、保健所やクルーズ船社が行う感染者の搬送を支援する。
- ケ 乗組員の感染発生については、クルーズ船社で責任を持って対応する。
- コ 感染者以外の乗客が自主帰宅を希望した場合は、四日市市保健所の指示に従う。その際、四日市港管理組合は、クルーズ船社が行う、交通手段や宿泊先の確保を支援する。交通手段や宿泊先の費用はクルーズ船社と乗客で調整しておく。
- サ クルーズ船社は、四日市港管理組合より着岸岸壁の変更指示がある場合、それに従う。
- シ クルーズ船社は、広報について、四日市市保健所、四日市港管理組合と連

携しながら、当事者として最大限の対応を行い、メディア等からの各種問い合わせに対応できる電話体制を整え、適宜、四日市港管理組合に報告するとともに、その費用を負担する。

ス 船内で感染者が発生し、四日市港で下船させる場合、必要に応じて乗客の安全及びプライバシー確保のための誘導員、マスクを制御する人員等の費用をクルーズ船社が負担する。

セ 船内で感染者が発生し、四日市港で下船させる場合、船内における医療関係者等が活動に必要な船内の場所・船内の物品の提供及びそれにかかる経費負担をクルーズ船社が負う。

ソ 船内で感染者が発生し、四日市港で下船させる場合、四日市港管理組合から借り受けた設備等は、使用後はクルーズ船社が消毒した後で、速やかに返却するとともに、それに伴い使用した施設等の範囲について四日市港管理組合と調整し、その範囲の消毒の費用をクルーズ船社が負担する。

タ 船内で感染者が発生し、四日市港で下船させる場合、着岸中に乗客乗員及び医療関係者等が排出する廃棄物及び排水等については、関係法令等に従い処理するとともに、その費用をクルーズ船社が負担する。

チ 船内で感染者が発生し、四日市港で下船させる場合、船内の乗客への差入物資当の供給拠点の確保、クルーズ船や埠頭への来訪者対応、船舶の通信環境改善等、必要な措置に係る人員を派遣するとともに、その費用をクルーズ船社が負担する。

附則

本マニュアルは令和2年11月5日から施行する。

附則

本マニュアルは令和2年11月25日から施行する。

附則

本マニュアルは令和3年11月1日から施行する。

附則

本マニュアルは令和4年1月17日から施行する。

附則

本マニュアルは令和4年3月18日から施行する。

附則

本マニュアルは令和4年7月31日から施行する。

別表 1

委員長	四日市港管理組合経営企画部 部長
委員	国土交通省中部地方整備局港湾空港部クルーズ振興・港湾物流企画室 室長
委員	国土交通省中部地方整備局 四日市港湾事務所 副所長
委員	四日市市政策推進部政策推進課 課長
委員	四日市市健康福祉部保健所保健予防課 課長
委員	四日市港管理組合経営企画部振興課 課長



様式第1号

年 月 日

(あて先 四日市港管理組合)

所在地

社 名

代表者

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

四日市港クルーズ船入港予定連絡書

みだしのことについて、下記のとおり入港したいので、ご連絡します。

なお、当該クルーズ船については日本海事協会の認証（バイオセーフティマネジメントシステム）を取得しています。

また、本入港予定連絡書及びその添付資料について四日市港管理組合より、「四日市港におけるクルーズ船寄港受入マニュアル」に定める協議会へ情報提供することを承諾いたします。

記

船名		
運航船社名		
入出港日時		年 月 日 ( ) : 入港 年 月 日 ( ) : 出港
利用岸壁		
前港及び次港		
発着・一時寄港（寄港地観光）の別		
要 目	全長	
	幅	
	喫水	
	総トン数	
	定員（乗客／乗組員）	
添付資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海事協会の認証の写し</li> <li>・対応計画書</li> <li>・その他船舶又は寄港に係る詳細情報</li> </ul>

様式第2号

年 月 日

様

四日市港管理組合

## 四日市港入港予定確認書

下記のクルーズ船について、邦船寄港に向けた四日市港安全対策協議会にて協議を行ったところ、合意を得られましたので、通知いたします。入港に当たっては、裏面の条件を遵守してください。

記

船名	
運航船社名	
入出港日時	年 月 日 : 入港
	年 月 日 : 出港

(裏面に続く)

(裏面)

### 国内クルーズの受入条件について

・「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」(令和4年7月31日(第七版)・日本港湾協会)、「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について」(令和4年7月31日・国土交通省港湾局)の内容をよく理解し、遵守すること。

・国又は三重県により、三重県を対象とする緊急事態宣言等が発出された場合や、感染症の発生状況や医療機関の逼迫状況等により寄港受入が困難となった場合は、寄港先変更に応じること。それによって生じた損害について、四日市港管理組合は一切の責任を負わない。

・クルーズ船社は、感染者発生時、広報について、四日市市保健所、四日市港管理組合と連携しながら、当事者として最大限の対応を行い、メディア等からの各種問い合わせに対応できる電話体制を整え、適宜、四日市港管理組合に報告するとともに、四日市港管理組合でも電話体制を整える必要がある場合は、その費用を負担すること。

・感染者を本港で下船させる場合、四日市港管理組合から必要に応じ借り受けた設備等は、使用後はクルーズ船社が消毒した後で、速やかに返却するとともに、それに伴い使用した施設等の範囲について四日市港管理組合と調整し、その範囲の消毒の費用をクルーズ船社が負担すること。

・その他、クルーズ船社は信義誠実の原則に則り対応するとともに、本組合とともに安全・安心な入港の実現に向けて最大限の努力をすること。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

四日市港におけるクルーズ船寄港受入マニュアル 緊急連絡先一覧(感染者発生時等) 【取扱注意】

	平日	土日祝・時間外	情報展開先
① 船社			四日市市保健所、国土交通省海事局、港湾管理者、海上保安部
郵船クルーズ(株)(飛鳥Ⅱ)			
商船三井客船(株)(にっぽん丸)			
日本クルーズ客船(株)(ぱしふいつくびいなす)			
船医			
② 代理店			
旭運輸(株)(飛鳥Ⅱ)			四日市市保健所、国土交通省海事局、港湾管理者、海上保安部
愛三商船(株)(にっぽん丸)			
日本トランスシティ(株)(ぱしふいつくびいなす)			
③ 港湾管理者			
四日市港管理組合振興課			邦船寄港に向けた四日市港安全対策協議会、四日市港客船誘致協議会※1、三重県医療保健部
四日市港管理組合港営課			
四日市港管理組合総務課			
④ 邦船寄港に向けた四日市港安全対策協議会			
中部地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室			港湾局、三重県水際・防災対策会議※2
中部地方整備局四日市港湾事務所			
四日市市政策推進課			
四日市市保健所			

※1 四日市港客船誘致協議会

四日市港管理組合、四日市商工会議所、四日市振興会、四日市観光協会、三重県観光魅力創造課、四日市観光交流課

※2 三重県水際・防災対策会議

名古屋税関 四日市税関支署、名古屋出入国管理局 四日市出張所、名古屋植物防疫所 四日市出張所、動物検疫所 中部空港支所、名古屋検疫所 四日市検疫所支所、三重運輸支局、三重運輸支局 鳥羽海事事務所、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、中部環境事務所、海上自衛隊 横須賀地方総監部、陸上自衛隊 第10師団司令部、中部地方整備局 港湾空港部、三重県、三重県警察本部、津市、松阪市、尾鷲市、川越町、四日市市、四日市市消防本部、四日市市保健所、四日市港管理組合、四日市ハーバータグ協議会、名古屋海運協会、四日市港運協会、四日市船舶代理店会、四日市海運貨物取扱業会、東海倉庫協会三重部会、名古屋通関業会四日市支部、名古屋四日市国際港湾株式会社、伊勢三河湾水先区水先人会

※網取り終了まで岸壁進入禁止

